

知的財産判例セミナー第34回

日時

5/26(金)
16:10 ~ 17:40

オンラインにて開催

※お申し込み後招待メールを送付いたします。お申込みの際はメールアドレスを必ずご記入ください。

プログラム

知財訴訟のほとんどは東京又は大阪の裁判所で審理されます。特に特許権に関する訴訟は東京地裁、大阪地裁のみで審理することとされており、他の地方裁判所が審理をすることは原則として許されていません。そのため、他の地方裁判所が審理をすることが許される知財訴訟、許されない知財訴訟とはどういうものかが問題となることもあります。今回のセミナーでは、神戸地裁が審理し判決をした訴訟は本来大阪地裁で審理をするべき知財訴訟であったとして、大阪高裁でその判決が取り消された事件（大阪高判令4・9・30令和4年(ネ)1273号）を題材として、どの裁判所で知財訴訟が審理されるのかということを検討します。

【1】 講師紹介 16:10~16:15

山口大学国際総合科学部、知的財産センター長・教授 **小川 明子**

【2】 講演 16:15~17:25

「どの裁判所で知財訴訟が審理されるのか」

特許庁 審査第三部 上席総括審査官 **加藤 幹氏**

【3】 学生によるコメント・質問 17:25~17:30

山口大学国際総合科学部4年

【4】 質疑応答 17:30~17:40

【講師経歴等】

- ・1999年 特許庁入庁
- ・2015年 早稲田大学大学院法学研究科博士後期課程 研究指導終了退学
- ・2018年 大阪大学知的基盤総合センター 特任教授

お申込み・お問合わせ

※お申込み締切 5/25(木)

下記URLよりお申込みください。

<https://ds23e.cc.yamaguchi-u.ac.jp/~jimu/form/?en=230413145410>

【お問合わせ先】

山口大学 大学研究推進機構 知的財産センター

〒755-8611 山口県宇部市常盤台2-16-1

TEL : 0836-85-9942

E-mail : ip_fdsd@yamaguchi-u.ac.jp

<http://kenkyu.yamaguchi-u.ac.jp/>



📄こちらを読み取り、
お申込みも可能です。

広報

提供プログラム:知財全般



知的財産
教育研究共同利用拠点